

福岡県医師会第271号(総)
平成17年5月2日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



厚生労働省通知「民間事業者等が行う書面の保存等における
情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」の
送付について

標記の件について、日本医師会より別添のとおり通知がありました
のでお知らせいたします。

本件は、厚生労働省より「個人情報の保護に関する法律」、「民間事
業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法
律」、及び「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等
が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」等が
4月1日から施行されたこと等を踏まえ日本医師会へ周知方の依頼が
なされたものであります。

また、厚生労働省において「個人情報の保護に関する法律」への適
切な対応の他、医療情報システムの導入及びそれに伴う情報の外部保
存を行う場合の基本的な安全管理の取扱い等について「医療情報シス
テムの安全管理に関するガイドライン(平成17年3月)」を策定して
おります。

つきましては、本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方
につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、

- 1)「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(平成17年
3月)」につきましては、下記のURLにおいて掲載されております。
- 2) 標記通知により、厚生省通知「診療録等の電子媒体による保存に
ついて(平成11年4月22日付 健政発第517号・医薬発第5
87号・保発第82号 厚生省健康政策局長・医薬安全局長・保険
局長連名通知)」は廃止されました。

記

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/03/s0331-8.html>



小郡三井医師会より

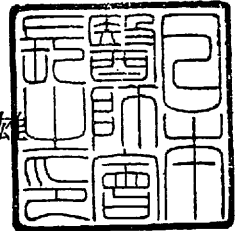
担当理事 友清 明



日医発第54号(法4)
平成17年4月15日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 植松 治 雄



厚生労働省通知「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」の送付について

このたび、厚生労働省は「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)」、および「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号)」等が4月1日から施行されたこと等を踏まえ、標記通知を同省医政局長、医薬食品局長、保険局長の連名で各都道府県知事および各社会保険事務局長あてに発出し、本職あてにも会員への周知方の依頼がありました。貴会管内の会員に周知していただきたく、別添の文書(写)をお送りいたします。何卒、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

また、「個人情報の保護に関する法律」への適切な対応の他、医療情報システムの導入及びそれに伴う情報の外部保存を行う場合の、基本的な安全管理の取扱い等について、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(平成17年3月)」を策定し、標記通知の「第四」において述べるとともに、その「ガイドライン」を添付しております。

なお、標記通知により、厚生省通知「診療録等の電子媒体による保存について(平成11年4月22日付 健政発第517号・医薬発第587号・保発第82号 厚生省健康政策局長・医薬安全局長・保険局長連名通知)」は、廃止されましたことを申し添えます。

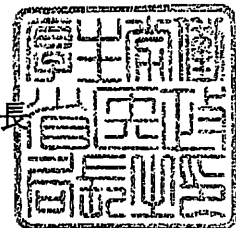




医政発第 0331009 号
平成17年3月31日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の
技術の利用に関する法律等の施行等について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事及び各社会保険事務局長宛に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

医政発第0331009号
薬食発第0331020号
保発第0331005号
平成17年3月31日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{社会保険事務局長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

厚生労働省保険局長

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する
法律等の施行等について

医師法（昭和23年法律第201号）第24条及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第23条に規定する診療録に係る5年間の保存義務等、診療を行った際に作成される記録等については、法令上、一定期間の保存義務が課せられているものがあるが、これらの記録等の保存方法については、「診療録等の電子媒体による保存について」（平成11年4月22日付け健政発第517号・医薬発第587号・保発第82号厚生省健康政策局長・医薬安全局長・保険局長連名通知）により、一定の条件の下に電子媒体による保存が認められているところである。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）等が平成17年4月1日より施行されることとなり、法への適切な対応の他、医療情報システムの導入及びそれに伴う情報の外部保存を行う場合の、基本的な安全管理の取扱い等について、別添の通り、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を策定した。

今般、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成16年法律第149号。以下「法」という。）及び「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」（平成17年厚生労働省令第44号。以下「省令」という。）がそれぞれ公布され、ともに平成17年4月1日より施行されることとなっている。

法及び省令の趣旨、内容等並びに留意事項については下記のとおりであるので、

貴職におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知方願いたい。

なお、法及び省令の施行に伴い、「診療録等の電子媒体による保存について」は廃止する。

記

第一 法及び省令の趣旨

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づき作成された「e-Japan重点計画-2004」において、民間における文書・帳票の電子的な保存を原則として容認する統一的な法律の制定を行うものとされたことを受けて、民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図ることを目的として制定されたものであること。

第二 法及び省令の内容等

1 法の内容

- (1) 民間事業者等は、他の法令の規定により書面により保存しなければならないとされているものについては、書面に代えて電磁的記録により保存を行うことができること。
- (2) 民間事業者等は、保存をしなければならない書面の作成、縦覧等又は交付等のうち他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているものについては、書面に代えて電磁的記録により作成、縦覧等又は交付等を行うことができること。
- (3) (1) 及び (2) の対象となる書面の範囲及び電磁的記録の作成、保存、縦覧等又は交付等の方法については、主務省令で定めるところによること。

2 省令の内容（医療分野に係る文書に限る。）

(1) 電磁的記録の作成、保存を行うことができる文書

- 一 医師法(昭和23年法律第201号)第24条の診療録
- 二 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第23条の診療録
- 三 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第42条の助産録
- 四 医療法（昭和23年法律第205号）第52条の財産目録及び貸借対照表並びに損益計算書
- 五 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第19条の指示書
- 六 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第28条の調剤録
- 七 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）第11条の診療録
- 八 救急救命士法(平成3年法律第36号)第46条の救急救命処置録
- 九 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の23第1項

及び第2項の帳簿

- 十 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第9条の診療録等(作成については、同規則第22条)
- 十一 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第6条の調剤録(作成については、同規則第5条)
- 十二 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条の3の書類(作成については、同規則第12条第14号及び第15号)
- 十三 医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項の記録(同項第9号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第20条第10号に規定する処方せんに限る。)、同法第22条の記録(同条第2号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第21条の5第2号に規定する処方せんに限る。)、及び同法第22条の2の記録(同条第3号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第22条の3第2号に処方せんに限る。)(第22(4)を参照のこと。)
- 十四 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第27条の処方せん(第22(4)を参照のこと。)
- 十五 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第6条の処方せん(第22(4)を参照のこと。)
- 十六 医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項の記録(医療法施行規則第20条第10号に規定する処方せんを除く。)、同法第22条の記録(医療法施行規則第21条の5第2号に規定する処方せんを除く。)、及び同法第22条の2の記録(医療法施行規則第22条の3第2号に規定する処方せんを除く。)
- 十七 歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第46号)第18条の歯科衛生士の業務記録

(2) 電磁的記録の保存を行う方法

① 作成された電磁的記録を保存する場合

作成された電磁的記録については、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-Rその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存しなければならないこと。

② 書面で作成された文書をスキャナで読み取った電磁的記録で保存する場合

書面に記載されている事項を一定の規格・基準を満たすスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録については、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存しなければならないこと。

(3) 電磁的記録の保存を行う場合の基準として講じなければならない措置

電磁的記録による保存を行うことができる文書等に記録された情報を電子媒体に保存する場合は次の三条件を満たさなければならない。

なお、現状で選択可能な技術にも具体的に言及した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」が定められたところであり、医療機関等における診療録等の電子保存に係る責任者は、当該ガイドラインを参照すること。

① 見読性の確保

必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにすること。

(ア) 情報の内容を必要に応じて肉眼で見読可能な状態に容易にできること。

(イ) 情報の内容を必要に応じて直ちに書面に表示できること。

② 真正性の確保

電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていること。

(ア) 故意または過失による虚偽入力、書換え、消去及び混同を防止すること。

(イ) 作成の責任の所在を明確にすること。

③ 保存性の確保

電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中において復元可能な状態で保存することができる措置を講じていること。

(4) 処方せんの取扱い

平成15年6月に医政局長の私的検討会として設置された「医療情報ネットワーク基盤検討会」の最終報告「今後の医療情報ネットワーク基盤のあり方について」(平成16年9月30日。以下「報告書」という。)において、薬局(病院(診療所)に置かれる調剤所は除く。)で調剤を行うために患者等に交付する処方せん(以下「院外処方せん」という。)については、電磁的記録による作成及び交付における必要な要件を満たす環境が整っていないとし、法施行後も容認することはできないとされたことを踏まえ、法の適用対象外とされたこと。ただし、医師等から紙媒体で交付された院外処方せんを薬局でスキャナにより電子化して保存することについては、(3)の要件のもとに認められるものであること。

なお、院内における処方せん(病院(診療所)に置かれる調剤所に対する指示書を含む。)の保存については、院外処方せん同様、(3)の要件のもとにスキャナにより電子化して保存することについて認められるものであること。なお、院内における処方せんについては、患者等に交付しない場合に限り、電子的な作成についても容認されるものであること。

(5) 署名

民間事業者等は、他の法令の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該規定の法令にかかわらず、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をもって、当該署名等に代えることができること。

3 照射録の取扱いについて

診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第28条第1項に規定する照射録については、法令上、保存義務が課されておらず、法の適用対象外であるが、法の適用対象となる書面と同様、2（3）及び（5）の条件を満たした場合において、電磁的記録による作成、保存及び署名を認めることとしたこと。なお、電磁的記録の作成又は保存がされた照射録についても、診療放射線技師法第28条第2項に規定する都道府県知事による検査の対象となること。

第三 留意事項

- 1 施設の管理者は、運用管理規程を定め、これに従い実施すること。
- 2 運用管理規程には以下の事項を定めること。
 - （1）運用管理を総括する組織・体制・設備に関する事項
 - （2）患者のプライバシー保護に関する事項
 - （3）その他適正な運用管理を行うために必要な事項
- 3 保存されている情報の証拠能力・証明力については、平成8年の高度情報通信社会推進本部制度見直し作業部会報告書において説明されているので、これを参考とし十分留意すること。
- 4 個人情報保護法等、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日付け医政発1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長連名通知）及び第四に掲げるガイドライン等を遵守する等により、患者の個人情報保護に十分留意すること。

第四 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」について

「法令に保存義務が規定されている診療録及び診療諸記録の電子媒体による保存に関するガイドライン」（平成11年4月22日付け健政発第517号・医薬発第587号・保発第82号厚生省健康政策局長・医薬安全局長・保険局長連名通知に添付）、「診療録等の外部保存に関するガイドライン」（平成14年5月31日付け医政発第0531005号厚生労働省医政局長通知）も踏まえ、個人情報保護に資する情報システムの運用管理、法への適切な対応等について「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を策定したこと。

また、第二2（2）②において満たすべき要件については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の9に、第二2（3）において満たすべき要件については、7.1から7.3に、第二（5）については、7.4に、それぞれ充足すべき要件等について具体的に言及されているので参照されたいこと。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十六年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 細田 博之

法律第百四十九号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民間事業者等 法令の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 国の機関
ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第二条第二号二からチまでに掲げるもの

二 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。

三 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。

四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

五 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。ただし、訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（以下この条において「裁判手続等」という。）において行うものを除く。

六 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。

七 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他の氏名又は名称を書面に記載することをいう。

八 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記載されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。

九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記載されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、裁判手続等において行うもの及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第六号に掲げる申請等として行うものを除く。

十 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

（電磁的記録による保存）

第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で

定めるものに限る。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する法令の規定を適用する。

（電磁的記録による作成）

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写し）が法令の規定により保存をしなければならないとされているものであつて、主務省令で定めるところに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の法令の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第五条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるところに限る。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

（電磁的記録による交付等）

第六条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写し）が法令の規定により保存をしなければならないとされているものであつて、主務省令で定めるところに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であつて主務省令で定めるところにより当該書面に係る電磁的記録に記載されている事項の交付等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する法令の規定を適用する。

（条例等に基づく書面の保存等に係る情報通信の技術の利用の推進等）

第七条 地方公共団体は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、条例又は規則に基づく書面の保存等について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

2 国は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（政令又は主務省令の制定改廃に伴う経過措置）

第八条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（主務省令）

第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。）

会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員労働委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。

附 則

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 細田 博之

○厚生労働省令第四十四号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十六年政令第 8 号）第二条第一項並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令を次のように定める。

平成十七年三月二十五日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令

（趣旨）

第一条 民間事業者等が、厚生労働省の所管する法令に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、別表第一の一から三までの表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の一及び二の表の上欄に掲げる法令のこれらの表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合並びに別表第一の四の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シーディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の三の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項第二号に掲げる方法により行わなければならない。

3 民間事業者等が、第一項各号の規定に基づき別表第一の一の表に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

4 民間事業者等が、第一項各号又は第二項の規定に基づき別表第一の二若しくは四又は三の表に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにすること。

二 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていること。

三 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中において復元可能な状態で保存することができ、かつ、措置を講じていること。

5 別表第一の一の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存につき、同一内容の書面を二以上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面に表示し、及び書面を作成することができる措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（作成において氏名等を明らかにする措置）

第七条 別表第二の下欄に掲げる書面の作成において記載すべき事項とされた記名押印に代わるものであつて、法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の縦覧等とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

(法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の交付等とする。

(電磁的記録による交付等)

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による承諾)

第十二条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

(監事の意見書)

第十三条 別表第五の上欄に掲げる法令に基づく同表の下欄に掲げる電磁的記録は、同表の下欄に掲げる規定による添付を行うべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものである。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一から第四のうち石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)に係る部分については、同規則の施行の日(平成十七年七月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一(第三条及び第四条関係)

表一

健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第七十号 第一百七十一条第一項の規定による帳簿の備付け

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)	第五十七条第一項の規定による戸籍証明書の備付け
第五十七号第二項の規定による学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書の備付け	
第九十九条の規定による雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存	
職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)	第三十二条の十五(第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿書類の備付け
食品衛生法(昭和二十二年法律第二十三号)	第三十九条第一項の規定による財務諸表等の備置き
墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)	第四十四条の規定による帳簿の備え及び保存
大麻取締法(昭和二十三年法律第二十四号)	第十五条第一項の規定による図面、帳簿又は書類等の備付け
旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)	第十六条第一項の規定による埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証の保存
消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)	第十六条の二第二項の規定による帳簿の備付け
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)	第六条第一項の規定による宿泊者名簿の備付け
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)	第三十九条第一項の規定による定款、規約、総会の議事録及び組合員名簿の備置き
社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)	第四十条第一項の規定による事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案の備置き
覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)	第十九条の六の十第一項の規定による財務諸表等の備置き
	第十四条第四項の規定による書面の保存
	第十五条第四項の規定による帳簿の保存
	第四十四条第四項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備置き
	第十八条第三項の規定による譲受証又は譲渡証の保存
	第二十八条第一項の規定による帳簿の備付け
	第二十八条第二項の規定による帳簿の保存
	第三十条の十第三項の規定による譲受証又は譲渡証の保存
	第三十条の十七第一項の規定による帳簿の備付け
	第三十条の十七第二項の規定による帳簿の備付け
	第三十条の十七第三項の規定による帳簿の保存

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和三十三年法律第六十四号)	第三十二条第三項の規定による譲受証又は譲渡証の保存
	第三十七条第一項の規定による帳簿の備付け
	第三十七條第二項の規定による帳簿の保存
	第三十八條第一項の規定による帳簿の備付け
水道法(昭和三十三年法律第七十七号)	第三十八條第二項の規定による帳簿の保存
	第三十九條第一項の規定による帳簿の備付け
	第三十九條第三項の規定による帳簿の保存
	第四十條第一項の規定による帳簿の備付け
国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)	第四十條第三項の規定による帳簿の保存
	第三十五條第一項及び第二項(第五十二條(第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。以下同じ。))第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。の書類の備付け
	第三十六條第一項(第五十二條、第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。の)の規定による決算関係書類の備付け
	第二十條の十第一項(第二十四條の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合を含む。第三十一條及び第三十四條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。並びに第三十一條及び第三十四條第一項において準用する場合を含む。の)の規定による財務諸表等の保存
じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)	第二十條の十四(第二十四條の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合並びに第三十一條及び第三十四條第一項において準用する場合を含む。の)の規定による帳簿の保存
	第九十二條の五第一項の規定による帳簿の備え付け及び保存
	第十四條第三項(第十六條第二項及び第十六條の二第二項において準用する場合を含む。の)の規定による書面の保存
	第十七條第二項の規定による記録の保存
薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)	第二十三條の十一の規定による帳簿の保存
	第二十三條の十七第一項の規定による財務諸表等の備付け
	第四十六條第四項の規定による文書の保存
	第四十九條第三項の規定による帳簿の保存

社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第一百五十五号)	第二十二條第二項の規定による同条第一項の記録の保存
	第二十六條第一項(第四十七條第三項において準用する場合を含む。の)の規定による事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の備置き
	第五條第四項の規定による健康診断に関する記録の保存
	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)
労働災害防止団体法(昭和三十一年法律第八十八号)	第十九條第一項(第二十五條の二十において準用する場合を含む。の)の規定による帳簿の備え
	第十九條第二項(第二十五條の二十において準用する場合を含む。の)の規定による帳簿及びその関係書類の保存
	第二十五條の二十五第二項において準用する商法第三十六條第一項の規定による商業帳簿及びその営業に関する重要な資料の保存
	第六十八條第一項(第九十條第一項において準用する場合を含む。の)の規定による決算関係書類の備置き
社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)	第二十四條の規定による帳簿の備え
	第三十六條の規定による帳簿の備え
	第七條の十第一項の規定による財務諸表等の備付け
	第七條の十四の規定による帳簿の備付け
職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)	第九條の十一の規定による帳簿の備付け
	第十條の規定による帳簿書類の備付け
	第四十二條第三項において準用する職業安定法第三十三條の二第七項において準用する同法第三十二條の十五の規定による帳簿書類の備付け
	第四十二條第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三十七條第二項の規定による派遣元管理台帳の保存
労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)	第四十五條において準用する第四十二條第三項において適用する職業安定法第三十三條の二第七項において準用する同法第三十二條の十五の規定による帳簿書類の備付け
	第四十五條において準用する第四十二條第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三十七條第二項の規定による派遣元管理台帳の保存
	第五十條第一項(第五十三條の三、第五十四條、第五十四條の二及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。の)の規定による財務諸表等の備置き
	第三十三條第三項の規定による帳簿の保存
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)	第三十三條第二項の規定による帳簿の備え
	第七條の十第一項の規定による財務諸表等の備付け
	第七條の十四の規定による帳簿の備付け
	第九條の十一の規定による帳簿の備付け
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)	第十條の規定による帳簿書類の備付け
	第四十二條第三項において準用する職業安定法第三十三條の二第七項において準用する同法第三十二條の十五の規定による帳簿書類の備付け
	第四十二條第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三十七條第二項の規定による派遣元管理台帳の保存
	第五十條第一項(第五十三條の三、第五十四條、第五十四條の二及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。の)の規定による財務諸表等の備置き
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)	第三十三條第三項の規定による帳簿の保存
	第三十三條第二項の規定による帳簿の保存
	第三十三條第一項の規定による書類の保存
	第三十三條第三項の規定による帳簿の保存

作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）	第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十条第一項の規定による財務諸表等の備置き
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）	第四十三条の規定による帳簿及び書類の保存
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）	第十八条の規定による書類の備付け
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）	第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳の保存
臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四十号）	第四十二条第二項の規定による派遣先管理台帳の保存
精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）	第十七条（第三十七条、第四十一条第三項及び第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存
確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）	第三十条の規定による帳簿の備え付け及び保存
健康増進法（平成十四年法律第三十号）	第十条第二項の規定による記録の保存
健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）	第十四条第二項の規定による帳簿の保存
健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）	附則第八条の規定による記録の保存
健康増進法（平成十四年法律第三十号）	第十七条（第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け及び保存
確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）	第一百条第二項の規定による確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の備付け
健康増進法（平成十四年法律第三十号）	第二十六条の十第一項の規定による財務諸表等の備置き
健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）	第二十六条の十四の規定による帳簿の備え及び保存
健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）	第十三条第三項（第六十条において準用する場合を含む。）の規定による会議録の備付け
健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）	第二十四条第二項（第六十条において準用する場合を含む。）の規定による報告書の備付け
食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）	第二十七条第一項の規定による財務諸表等の備置き
食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）	第三十一条の規定による帳簿の備え及び保存
薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）	第四十二条の規定による台帳の備付け
厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）	第十三条第三項の規定による会議録の備付け
厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）	第十四条第一項の規定による加入員に関する原簿の備付け
厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）	第三十九条第二項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の備付け

勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）	第二十八条の十第三項の規定による会議録の備付け
国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）	第二十八条の十一の規定による加入員に関する原簿の備付け
国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）	第四条第三項の規定による会議録の備付け
国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）	第十六条第三項の規定による会議録の備付け
国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）	第十七条第一項の規定による加入員に関する原簿の備付け
国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）	第二十八条第二項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の備付け
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）	第十四条第一項の規定による財務諸表等の備置き
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）	第十八条の規定による帳簿の備え及び保存
確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）	第十八条第三項の規定による会議録の備付け
確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）	第二十条第一項の規定による加入員に関する原簿の備付け
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）	第三十四条の規定による書類の保存
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）	第四十四条の規定による計算書の備付け
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）	第四十八条の規定による計算書の備付け
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）	第九十六条の十の規定による計算書の備付け
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）	第九十六条の十の規定による計算書の備付け
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）	第二百二条の規定による書類の保存
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）	第三十二条第七項の規定による帳簿書類の備付け
職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）	第三条第一項第七号イの規定による水質検査の結果を証する書類の保存
職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）	第二十六条の規定による保険料の控除に関する計算書の備付け
職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）	第二十八条の規定による厚生年金保険に関する書類の保存
職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）	第二十八条第一項の規定による事業報告書、財務諸表及び剰余金処分案又は欠損金処理案の備置き
職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）	第五十一条の規定による労災保険に関する書類の保存
水道法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十五号）	第十四条の十第一項の規定による財務諸表等の備付け
水道法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十五号）	第十四条の十四の規定による帳簿の備付け

家内労働法施行規則(昭和四十五年労働省令第二十三号)	業事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)									
	第十三条第一項(第四百一条において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の備付け	第十三条第三項(第四百一条において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の保存	第十四条第二項(第一百二十二条第一項、第四百一条、第四百八条及び第五百十一条において準用する場合を含む。)の規定による書面の保存	第七十六条第一項の規定による登録台帳の備付け	第九十八条の二第三項(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による契約書の保存	第九十八条の二第四項第五号(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告及び記録の保存	第九十八条の二第五項第二号(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告の保存	第九十八条の二第六項(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による契約書の保存	第九十八条の二第七項(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存	第一百四条の規定による記録、書類等の保存
厚生年金基金規則(昭和四十四年厚生省令第三十四号)	第七十七条の規定による帳簿の備付け及び保存	第三百三十条第三項の規定による帳簿の保存	第三百六十四条第一項(第七百七十八条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の備付け	第三百六十四条第三項(第七百七十八条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の保存	第七百七十三条第三項の規定による書面の保存	第九百九十一条第三項第二号(第九百九十二条において準用する場合を含む。)の規定による苦情処理記録の保存	第九百九十一条第四項第三号(第九百九十二条において準用する場合を含む。)の規定による回収処理記録の保存	第二十條の規定による掛金及び標準給与に関する書類の保存	第三十二條の九の規定による帳簿の備え及び保存	第一条第七項の規定による家内労働手帳の保存
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)	第三條の十一第一項の規定による財務諸表等の備付け	第三條の十五の規定による帳簿の備付け	第二十五條の十第一項(第二十六条の二第三項、第二十六条の四第三項、第二十八条の二第三項、第二十九条の二第三項及び第三十条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による財務諸表等の備付け	第二十五條の十四(第二十六条の二第三項、第二十六条の四第三項、第二十八条の二第三項、第二十九条の二第三項、第三十条の二第三項及び第三十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の備付け	第八條の規定による帳簿の整備	第七十條の規定による書類の保存	第二十三條第三項の規定による記録の保存	第二十四條の四第三項の規定による記録の保存	第三十八條の規定による記録の保存
労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)	第五十一條の規定による健康診断個人票の保存	第三百三十五條の二の規定による記録の保存	第四百一十一條第三項の規定による記録の保存	第五百一十一條の二十三の規定による記録の保存	第五百一十一條の三十三の規定による記録の保存	第五百一十一條の四十の規定による記録の保存	第五百一十一條の五十五の規定による記録の保存	第五百一十一條の五十五の規定による記録の保存	第五百一十一條の五十五の規定による記録の保存	第五百一十一條の五十五の規定による記録の保存
	第七十條の規定による書類の保存	第二十三條第三項の規定による記録の保存	第二十四條の四第三項の規定による記録の保存	第三十八條の規定による記録の保存	第五百一十一條の二十三の規定による記録の保存	第五百一十一條の三十三の規定による記録の保存	第五百一十一條の四十の規定による記録の保存	第五百一十一條の五十五の規定による記録の保存	第五百一十一條の五十五の規定による記録の保存	第五百一十一條の五十五の規定による記録の保存

	第三百八十一条第一項の規定による記録の保存
	第三百八十二条の二の規定による記録の保存
	第三百八十九条の十一第二項の規定による記録の保存
	第三百九十九条の規定による記録の保存
	第五百七十五条の九の規定による記録の保存
	第五百七十五条の十一の規定による記録の保存
	第五百七十五条の十六第二項の規定による記録の保存
	第五百九十条第二項（第五百九十一条第二項、第五百九十二条第二項、第六百七条第二項、第六百七条第二項及び第六百二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存
ボイラー及び压力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）	第三十二条第三項の規定による記録の保存
	第六十七条第三項の規定による記録の保存
	第八十八条第三項の規定による記録の保存
	第九十四条第三項の規定による記録の保存
クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）	第二十三条第三項の規定による記録の保存
	第三十八条の規定による記録の保存
	第七十九条の規定による記録の保存
	第一百九条第三項の規定による記録の保存
	第二百二十三條の規定による記録の保存
	第二百五十七条の規定による記録の保存
	第二百九十五條の規定による記録の保存
	第二百一一条の規定による記録の保存
ゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号）	第二十一条第三項の規定による記録の保存
有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）	第二十一条の規定による記録の保存
	第二十八條第三項の規定による記録の保存
	第二十八條の二第二項の規定による記録の保存
	第三十條の規定による有機溶剤等健康診断個人票の保存
鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）	第三十六条の規定による記録の保存
	第五十二條第二項の規定による記録の保存
	第五十二條の二第二項による記録の保存

四アルキル鉛中毒予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十八号)	第五十四条の規定による鉛健康診断個人票の保存
特定化学物質等障害予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十九号)	第二十三条の規定による四アルキル鉛健康診断個人票の保存
	第三十二条の規定による記録の保存
	第三十四条の二の規定による記録の保存
	第三十六条第二項の規定による記録の保存
	第三十六条第三項の規定による記録の保存
	第三十六条の二第二項の規定による記録の保存
	第三十六条の二第三項の規定による記録の保存
	第三十八条の四の規定による記録の保存
	第三十八条の十の規定による記録の保存
	第四十条第一項の規定による特定化学物質等健康診断個人票の保存
	第四十条第二項の規定による特定化学物質等健康診断個人票の保存
高気圧作業安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第四十号)	第二十條の二の規定による書類の保存
	第二十二條第二項の規定による記録の保存
	第三十四條第三項の規定による記録の保存
	第三十九條の規定による高気圧業務健康診断個人票の保存
	第四十四條第二項の規定による記録の保存
	第四十五條第二項の規定による記録の保存
電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)	第九条第二項の規定による記録の保存
	第十八條の七の規定による記録の保存
	第四十五條第一項の規定による記録の保存
	第五十四條第一項の規定による記録の保存
	第五十五條の規定による記録の保存
酸素欠乏症等防止規則(昭和四十七年労働省令第四十二号)	第三條第二項の規定による記録の保存
事務所衛生基準規則(昭和四十七年労働省令第四十三号)	第七條第二項の規定による記録の保存
	第九條の規定による記録の保存

登録製造時等検査機関等に関する規則(昭和四十七年労働省令第四十四号)	第一条の九の規定による帳簿の保存 第十条の規定による帳簿の保存 第十八条の規定による帳簿の保存 第十九条の十一の規定による帳簿の保存 第十九条の二十の規定による帳簿の保存 第十九条の三十五の規定による帳簿の保存 第二十四条第一項の規定による帳簿の保存 第二十四条第二項の規定による帳簿の保存 第四十九条の規定による帳簿の保存 第四十二条の規定による帳簿の保存
労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和四十八年労働省令第三号)	第二十二條の規定による帳簿の保存
雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)	第四百四十三條の規定による書類の保管
作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)	第五十條の規定による帳簿の保存 第六十二條第一項の規定による書類の保存 第八條第一項の規定による書類の備え置き
建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)	第四十五條第一項の規定による書類の備付け
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)	第十八條の規定による記録の保存 第二十條の規定による記録の保存 第二十六條第三項の規定による記録の保存 第二十六條の二第二項の規定による記録の保存 第三十三條の三の規定による書類の保存
粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)	別表第三第一号へ(1)の規定による水質検査の結果を証する書類の保存
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)	第三十四條の規定による帳簿の備え及び保存
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第四十号)	
国民年金基金規則(平成二年厚生省令第五十八号)	

医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年厚生省令第二十一号)	第四条第三項の規定による通知及び確認文書の保存 第六条第八号の規定による文書の保存 第八条第一項第三号の規定による文書の保存 第八条第一項第九号の規定による文書の保存 第十条第三項の規定による保守点検記録の保存 第十一条第二項の規定による標準操作手順書の備付け 第十一条第三項の規定による訂正した標準操作手順書の保存 第十五条第二項の規定による訂正した試験計画書の保存 第十七条第二項の規定による最終報告書訂正文書の保存 第十八条第一項(第十八条第五項において準用する場合を含む)の規定による試験関係資料の保存 第二十六条第一項(第五十六条及び第五十九条において準用する場合を含む)の規定による治験に関する記録の保存 第二十六条の十二(第五十六条及び第五十八条第二項において準用する場合を含む)の規定による治験に関する記録の保存 第三十四条(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む)の規定による手順書等の保存 第四十一条第二項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む)の規定による治験に関する記録の保存 第十五条第三項(第十六条第二項(附則第四条において準用する場合を含む)及び附則第四条において準用する場合を含む)の規定による記録の保存 第三十九条第二項の規定による訪問介護計画の保存 第七十三条の二第二項の規定による訪問看護計画書及び訪問看護報告書の保存 第八十二条の二第二項の規定による訪問リハビリテーション計画の保存 第一百四二条の二第二項の規定による通所介護計画の保存 第一百八条の二第二項の規定による通所リハビリテーション計画の保存 第一百三十九条の二第二項の規定による短期入所生活介護計画の保存 第一百五十四条の二第二項の規定による短期入所療養介護計画の保存 第一百七十二条の四第二項の規定による痴呆対応型共同生活介護計画の保存 第九十一条の二第二項の規定による特定施設サービス計画及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第六十四条第三号に規定する書類の保存
---	--

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)	第二十九条第二項の規定による居宅介護支援台帳の保存
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)	第三十七条第二項の規定による施設サービス計画の保存
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)	第三十八条第二項の規定による施設サービス計画の保存
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)	第三十六条第二項の規定による施設サービス計画の保存
厚生労働大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(平成十二年厚生省令第三号)	第五条の規定による書類の備え
厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成十二年厚生省令第四号)	第十三条の規定による書類の備え
指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)	第三十条第二項の規定による諸記録の保存
確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)	第九十九条の規定による帳簿の備え及び保存
採血の業務の管理及び構造設備に関する基準(平成十五年厚生労働省令第一百八十八号)	第三条の規定による採血基準書の備付け 第六条の規定による手順に関する文書の備付け 第八条第二号の規定による苦情処理記録の保存 第九条第一項第二号の規定による苦情処理記録の保存 第四十二条の規定による徴収金の納付に関する書類の保存
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則(平成十六年厚生労働省令第五十一号)	第五条第四項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による手順書又は文書の保存
医薬品、医薬部外品、化粧品、及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令(平成十六年(平成十六年厚生労働省令第三十五号)	第五条第五項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存

医薬品、医薬部外品、化粧品、及び医療機器の品質管理の基準に関する省令(平成十六年(平成十六年厚生労働省令第三十六号)	第五条第六項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後安全管理業務手順書の備付け 第七条第三項(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による記録の保存 第八条第二項第二号の規定による文書の保存 第九条第一項第二号(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存 第九条第二項第三号の規定による文書の保存 第十条第二項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による市販直後調査実施計画書の保存 第十条第三項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による市販直後調査実施計画書の備付け 第十条第五項の規定による文書の保存 第十一条第三項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存 第十二条第四項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存 第十六条第二項(第二十条、第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による品質管理業務手順書の備付け 第十六条第一号(第十九条、第二十条、第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存 第十六条第三号(第十九条、第二十条、第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存 第十八条第三項の規定による品質管理業務手順書の備付け 第二十四条の規定による文書の保存 第六条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による製品標準書又は文書の保管 第八条第四項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理監督文書の保管 第三十八条第三項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保管 第七十二条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保管 第七十八条第一項の規定による文書の保管
--	--

医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第七十九号)	第三条第二項(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等業務手順書の保存
	第四条第三項第一号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等基本計画書の保存
	第四条第三項第四号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等基本計画書の保存
	第四条第三項第五号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存
	第六条第二項(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による契約文書の保存
	第七条第二項において例によるものとされる医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六条の規定による記録等の保存
	第十条第三項第二号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による指示文書の保存
	第七条(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による製品標準書の保存
	第八条第一項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による衛生管理基準書の保存
	第八条第二項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造管理基準書の保存
石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)	第八条第三項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理基準書の保存
	第八条第四項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の保存
	第八条第五項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による手順書等の備付け
	第十条第一号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造指圖書の保存
	第二十条第一号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存
	第二十条第三号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存
	第二十二条(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存
	第三十条の規定による文書の保存
	第三条の規定による記録の保存
	第二十三条の規定による記録の保存

表二	医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)	第二十四条第二項の規定による診療録の保存
	歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)	第二十三条第二項の規定による診療録の保存
	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)	第四十二条第二項の規定による助産録の保存
	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)	第五十二条第一項の規定による財産目録及び貸借対照表並びに損益計算書の備置き
	歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)	第十九条の規定による指示書の保存
	薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)	第二十八条の規定による調剤録の備え及び保存
	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)	第十一条第一項において準用する医師法第二十四条第二項及び歯科医師法第二十三条第二項の規定による診療録の保存
	救急救命士法(平成三年法律第三十六号)	第四十六条第二項の規定による救急救命処置録の保存
	医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)	第三十条の二十三第一項の規定による帳簿の備え及び保存
	保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十三年厚生省令第十五号)	第三十条の二十三第二項の規定による帳簿の備え及び保存
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十三年厚生省令第十六号)	第六条の規定による調剤録の保存	
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)	第十二条の三の規定による書類の保存	

表三

医療法	第二十一条第一項の規定による記録（同項第九号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第二十号に規定する処方せんに限る。）の備置き 第二十二條の規定による記録（同条第二号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第二十一條の五第二号に規定する処方せんに限る。）の備置き 第二十二條の二の規定による記録（同条第三号に規定する診療に関する諸記録のうち医療法施行規則第二十二條の三第二号に規定する処方せんに限る。）の備置き 第二十七條の規定による処方せんの保存
薬剤師法	第六條の規定による処方せんの保存
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	第六條の規定による処方せんの保存

表四

医療法	第二十一条第一項の規定による記録（医療法施行規則第二十條第十号に規定する処方せんを除く。）の備置き 第二十二條の規定による記録（医療法施行規則第二十一條の五第二号に規定する処方せんを除く。）の備置き 第二十二條の二の規定による記録（医療法施行規則第二十二條の三第二号に規定する処方せんを除く。）の備置き 第十八條の規定による記録の保存
歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第四十六号）	第十八條の規定による記録の保存

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

健康保険法	第六十七條第三項の規定による計算書の作成 第七十一條第一項の規定による受払等の状況の記載 第六十二條第三項の規定による計算書の作成
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）	第十八條第二項の規定による協定 第二十四條第一項の規定による協定 第三十二條の二第一項の規定による協定 第三十二條の三の規定による協定 第三十二條の四第一項の規定による協定 第三十二條の四第二項の規定による労働時間の定め 第三十二條の五第一項の規定による協定 第三十四條第二項の規定による協定
労働基準法	

職業安定法	第三十六條第一項の規定による協定 第三十八條の二第二項の規定による協定 第三十八條の三第一項の規定による協定 第三十八條の四第一項の規定による決議 第三十九條第五項の規定による協定 第三十九條第六項の規定による協定 第八十七條第二項の規定による契約
食品衛生法	第三十三條の三第二項において読み替えて準用する第三十二條の四第二項の規定による書類の記載 第四十四條の規定による帳簿の記載
墓地、埋葬等に関する法律	第十五條第一項の規定による図面、帳簿又は書類等の作成
大麻取締法	第十六條の二第一項の規定による帳簿の記載
旅館業法	第六條第一項の規定による宿泊者名簿の作成
医師法	第二十四條第一項の規定による診療録の記載
歯科医師法	第二十三條第一項の規定による診療録の記載
保健師助産師看護師法	第四十二條第一項の規定による助産録の記載
医療法	第五十二條第一項の規定による財産目録及び貸借対照表並びに損益計算書の作成 第十九條の六の十四の規定による帳簿の記載
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第十四條第一項の規定による書面の作成
毒物及び劇物取締法	第十四條第二項の規定による書面の作成
社会福祉法	第十五條第三項の規定による帳簿の作成
覚せい剤取締法	第四十四條第二項の規定による事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書の作成 第二十八條第一項の規定による帳簿の記入 第三十條の十七第一項の規定による帳簿の記入 第三十條の十七第二項の規定による帳簿の記入

麻薬及び向精神薬取締法	第三十七条第一項の規定による帳簿の記載
	第三十八条第一項の規定による帳簿の記載
厚生年金保険法(昭和二十九 年法律第百十五号)	第三十九条第一項の規定による帳簿の記載
	第四十条第一項の規定による帳簿の記載
生活衛生関係営業の運営の適 正化及び振興に関する法律	第八十四条第三項の規定による保険料の控除に関する計算書の作成
	第二十三条第一項(第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による定款の作成
労働保険の保険料の徴収等に関 する法律	第二十三条第六項(第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百四十四条第一項の規定による議事録の作成
	第三十五条第三項(第五十二条、第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による組合員名簿の記載
国民年金法	第三十九条(第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百六十条の四第一項の規定による議事録の作成
	第五十二条において準用する商法第二百六十条の四第一項の規定による議事録の作成
じん肺法	第九十二条の五第一項の規定による帳簿の記載
	第十四条第三項(第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による書面の作成
薬事法	第十七条第一項の規定による記録の作成
	第二十三条の十一の規定による帳簿への記載
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法	第四十九条第二項の規定による帳簿への記載
	第五条第四項の規定による健康診断に関する記録の作成
社会保険労務士法	第十九条第一項(第二十五条の二十において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の記載
	第二十五条の二十五第二項において準用する商法第三十二条第一項の規定による商業帳簿の作成
労働保険の保険料の徴収等に関 する法律	第二十四条の規定による帳簿の記載
	第三十六条の規定による帳簿の記載

建築物における衛生的環境の 確保に関する法律	第七條の十四の規定による帳簿の記載
	第九條の十一の規定による帳簿の記載
家内労働法(昭和四十五年法 律第六十号)	第十條の規定による帳簿書類の記載
	第三條第二項の規定による家内労働手帳の記入
高年齢者の雇用の安定等に関 する法律	第四十二條第三項において適用する職業安定法第三十三條の二第四項において準用する同法第三十二條の十五の規定による帳簿書類の作成
	第四十二條第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三十七條第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載
労働安全衛生法	第四十五條において準用する第四十二條第三項において適用する職業安定法第三十三條の二第七項において準用する同法第三十二條の十五の規定による帳簿書類の作成
	第四十五條において準用する第四十二條第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三十七條第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載
作業環境測定法	第三十三條第二項の規定による帳簿の記載
	第三十三條第三項の規定による帳簿の記載
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	第四十三條の規定による帳簿及び書類の記載
	第十八條の規定による書類の記載
外国医師又は外国歯科医師が行う臨床研修に係る医師法第七 十七條及び歯科医師法第十七 條の特例等に関する法律	第三十七條第一項の規定による派遣元管理台帳の作成及び記載
	第四十二條第一項の規定による派遣先管理台帳の作成及び記載
社会福祉士及び介護福祉士法	第十一條第一項において準用する医師法第二十四條第一項及び歯科医師法第二十三條第一項の規定による診療録の記載
	第十七條(第三十七條、第四十一條第三項及び第四十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の記載
救急救命士法	第四十六條第一項の規定による救急救命処置録の記載
	第三十條の規定による帳簿の記載
食鳥処理の事業の規制及び食 鳥検査に関する法律	第七條の規定による決議
	第六條第五項の規定による書面の作成
労働時間の短縮の促進に関す る臨時措置法(平成四年法律 第九十号)	第十條第一項の規定による記録の作成
	第十四條第一項の規定による帳簿の記載
臓器の移植に関する法律	附則第八條の規定による記録の作成

確定給付企業年金法	第百条第一項の規定による確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の作成
確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）	第四十九条の規定による運営管理業務に関する帳簿書類の作成
健康増進法	第一百一条の規定による業務に関する帳簿書類の作成
健康保険法施行令	第二十六条の十四の規定による帳簿の記載
健康保険法施行令	第十三条第一項（第六十条において準用する場合を含む。）の規定による会議録の作成
食品衛生法施行令	第二十四条第一項（第六十条において準用する場合を含む。）の規定による報告書の作成
厚生年金基金令	第三十一条の規定による帳簿の記載
厚生年金基金令	第十三条第一項の規定による会議録の作成
厚生年金基金令	第十四条第一項の規定による加入員に関する原簿の記載
勤労者財産形成促進法施行令	第三十九条第一項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の作成
勤労者財産形成促進法施行令	第二十八条の十第一項の規定による会議録の作成
国民年金基金令	第二十八条の十一の規定による加入員に関する原簿の記載
国民年金基金令	第四条第一項の規定による会議録の作成
国民年金基金令	第十六条第一項の規定による会議録の作成
国民年金基金令	第十七条第一項の規定による加入員に関する原簿の記載
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令	第二十八条第一項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の作成
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令	第十八条の規定による帳簿の記載
確定給付企業年金法施行令	第十八条第一項の規定による会議録の作成
確定給付企業年金法施行令	第二十条第一項の規定による加入員に関する原簿の記載
健康保険法施行規則	第四百四十八条の規定による計算書の記載
健康保険法施行規則	第四百七十六條の規定による計算書の記載
船員保険法施行規則	第四十八條ノ二第六項の規定による記載
船員保険法施行規則	第九十六條の十の規定による計算書の作成
労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）	第二十五条の二第二項の規定による協定
労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）	第二十五条の二第三項の規定による協定

医療法施行規則	第三十条の二十三第一項の規定による記載
医療法施行規則	第三十条の二十三第二項の規定による記載
厚生年金保険法施行規則	第二十六条の規定による保険料の控除に関する計算書の記載
厚生年金保険法施行規則	第十二条第十四号の規定による作業日誌の作成
厚生年金保険法施行規則	第十二条第十五号の規定による台帳の作成
厚生年金保険法施行規則	第十三条第二項（第四百四十一条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の作成
厚生年金保険法施行規則	第十四条第一項（第四百四十一条、第四百四十一条及び第四百五十一条において準用する場合を含む。）の規定による書面の記載
厚生年金保険法施行規則	第七十六条第一項の規定による登録台帳の記載
厚生年金保険法施行規則	第九十八条の二第三項（第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結
厚生年金保険法施行規則	第九十八条の二第六項（第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結
厚生年金保険法施行規則	第九十八条の二第五項第一号の規定による記録の作成
厚生年金保険法施行規則	第一百零四条の規定による記録、書類等の記載
厚生年金保険法施行規則	第一百七七条の規定による帳簿の記載
厚生年金保険法施行規則	第一百六十四条第二項（第一百七十八条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の記載
厚生年金保険法施行規則	第一百七十三条第一項及び第二項の規定による書面の記載
厚生年金保険法施行規則	第一百九十一条第三項第二号（第一百九十二条において準用する場合を含む。）の規定による苦情処理記録の作成
厚生年金保険法施行規則	第一百九十一条第四項第三号（第一百九十二条において準用する場合を含む。）の規定による回収処理記録の作成
厚生年金保険法施行規則	第一百九十条の規定による記録の記載
厚生年金保険法施行規則	第二十二條の規定による診療録の記載
保険医療機関及び保険医療養担当規則	第五条の規定による調剤録の記載
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	第三十二条の九の規定による帳簿の記載
厚生年金基金規則	第三条の十五の規定による帳簿の作成
厚生年金基金規則	第二十五条の十四（第二十六条の二第三項、第二十六条の四第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の四第三項、第二十九条の二第三項及び第三十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の作成

労働安全衛生規則

第二十三条第三項の規定による記録の作成
第二十四条の四第三項の規定による記録
第三十八条の規定による記録の作成
第五十一条の規定による健康診断個人票の作成
第三百三十五条の二の規定による記録
第四百四十一条第三項の規定による記録
第五百五十一条の二十三の規定による記録
第五百五十一条の三十三の規定による記録
第五百五十一条の四十の規定による記録
第五百五十一条の五十五の規定による記録
第五百五十四条の規定による記録
第五百六十九条の規定による記録
第九百九十四条の二十五の規定による記録
第二百三十一条の規定による記録
第二百七十六条第四項の規定による記録
第二百九十九条第三項の規定による記録
第三百七条第四項の規定による記録
第三百五十一条第四項の規定による記録
第三百七十九条の規定による記録
第三百八十一条第一項の規定による記録
第三百八十二条の二の規定による記録
第三百八十九条の十一第二項の規定による記録
第三百九十九条の規定による記録
第五百七十五条の九の規定による記録
第五百七十五条の十一の規定による記録
第五百七十五条の十六第二項の規定による記録
第五百九十条第二項(第五百九十一条第二項、第五百九十二条第二項、第六百三十三条第二項、第六百七条第二項及び第六百十二条第二項において準用する場合を含む)の規定による記録

ボイラー及び圧力容器安全規則	第三十二条第三項の規定による記録
	第六十七条第三項の規定による記録
	第八十八条第三項の規定による記録
	第九十四条第三項の規定による記録
クレーン等安全規則	第二十三条第三項の規定による記録
	第三十八条の規定による記録
	第七十九条の規定による記録
	第九十九条第三項の規定による記録
	第二百二十三条の規定による記録
	第二百五十七条の規定による記録
	第九百九十五条の規定による記録
	第二百三十一条の規定による記録
ゴンドラ安全規則	第二十一条第三項の規定による記録
有機溶剤中毒予防規則	第二十一条の規定による記録
	第二十八条第三項の規定による記録
	第二十八条の二第二項の規定による記録
	第三十条の規定による有機溶剤等健康診断個人票の作成
鉛中毒予防規則	第三十六条の規定による記録
	第五十二条第二項の規定による記録
	第五十二条の二第二項の規定による記録
	第五十四条の規定による鉛健康診断個人票の作成
四アルキル鉛中毒予防規則	第二十三条の規定による四アルキル鉛健康診断個人票の作成
特定化学物質等障害予防規則	第三十二条の規定による記録
	第三十四条の二の規定による記録
	第三十六条第二項の規定による記録
	第三十六条の二第二項の規定による記録
	第三十八条の四の規定による記録
	第三十八条の十の規定による記録
	第四十条第一項の規定による特定化学物質等健康診断個人票の作成

高気圧作業安全衛生規則	第二十条の二の規定による書類の作成
	第二十二条第二項の規定による記録
	第三十四条第三項の規定による記録
	第三十九条の規定による高気圧業務健康診断個人票の作成
	第四十四条第二項の規定による記録
	第四十五条第二項の規定による記録
電離放射線障害防止規則	第九条第二項の規定による記録
	第十八条の七の規定による記録
	第四十五条第一項の規定による記録
	第五十四条第一項の規定による記録
	第五十五条の規定による記録
	第五十七条の規定による電離放射線健康診断個人票の作成
酸素欠乏症等防止規則	第三条第二項の規定による記録
事務所衛生基準規則	第七条第二項の規定による記録
	第九条の規定による記録
登録製造時等検査機関等に関する規則	第一条の九の規定による帳簿の記載
	第十条の規定による帳簿の記載
	第十八条の規定による帳簿の記載
	第十九条の十一の規定による帳簿の記載
	第十九条の二十の規定による帳簿の記載
	第十九条の三十五の規定による帳簿の記載
	第二十四条第一項の規定による帳簿の記載
	第二十四条第二項の規定による帳簿の記載
	第四十九条の規定による帳簿の作成
労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則	第二十二条の規定による帳簿の記載
作業環境測定法施行規則	第五十条の規定による帳簿の作成
	第六十二条第一項の規定による書類の作成
粉じん障害防止規則	第十八条の規定による記録
	第二十条の規定による記録

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則	第二十六条第三項の規定による記録
	第二十六条の二第二項の規定による記録
	第三十三条の三の規定による書面の記載
国民年金基金規則	第三十四条の規定による帳簿の記載
医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項の規定による通知及び確認文書の作成
	第六条第八号の規定による文書の作成
	第八条第一項第三号の規定による文書の作成
	第八条第一項第五号の規定による報告書の作成
	第八条第一項第八号の規定による生データの確認文書の作成
	第八条第一項第九号の規定による文書の作成
	第十条第三項の規定による保守点検記録文書の作成
	第十一条第一項の規定による標準操作手順書の作成
	第十一条第三項の規定による標準操作手順書への日付等の記載
	第十五条第一項の規定による試験計画書の作成
	第十五条第二項の規定による文書による記録の作成
	第十六条第三項の規定による生データ訂正時の日付等の記載
	第十七条第一項の規定による試験目的等を記載した最終報告書の作成
	第十七条第二項の規定による最終報告書訂正時の日付等の記載
医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第一項（第五十六条及び第五十七条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成
	第七条第一項（第五十六条及び第五十七条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の作成
	第七条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書への記載
	第七条第三項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書への記載
	第七条第五項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の改訂
	第八条第一項（第五十七条において準用する場合を含む。）の規定による治験案概要書の作成
	第八条第二項の規定による治験案概要書の改訂

第十五条の四第一項（第五十六条及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の作成

第十五条の四第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書への記載

第十五条の四第三項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の改訂

第十五条の五第一項（第五十六条及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による治験薬概要書の作成

第十五条の五第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験薬概要書の改訂

第十五条の六（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による説明文書の作成

第十五条の八第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による文書による契約

第十六条第六項（第五十六条及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成

第十六条第七項（第五十六条、第五十八条第二項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による説明文書の作成

第十八条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による委嘱に関する文書の作成

第十九条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成

第二十条第三項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験薬概要書の改訂

第二十一条第一項（第五十六条及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成

第二十二条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による計画書及び手順書の作成

第二十三条第三項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による監査証明書の作成

第二十五条（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による総括報告書の作成

第二十六条の六第三項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験薬概要書の改訂

第二十六条の七第一項（第五十六条及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成

第二十六条の九第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による計画書及び手順書の作成 第二十六条の九第三項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による監査証明書の作成 第二十六条の十一（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による総括報告書の作成	第二十八条第二項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による手順書及び委員名簿の作成 第三十六条第一項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	第三十九条の二（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による文書による契約の締結 第四十七条第一項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による症例報告書の作成 第四十七条第二項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による症例報告書の変更に係る記載 第四十七条第三項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による症例報告書の点検に係る記載	第五十二条第一項（第五十三条第三項、第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による同意文書の記載 第五十四条第一項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による文書による記録 第五十四条第二項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による説明文書の改訂 第十五条第二項の規定による記録の作成（附則第四条において準用する場合を含む。） 第十六条第一項の規定による記録の作成（附則第四条において準用する場合を含む。）	第二十四条第一項の規定による訪問介護計画の作成 第七十条第一項の規定による訪問看護計画書の作成 第七十条第五項の規定による訪問看護報告書の作成 第八十一条第一項の規定による訪問リハビリテーション計画の作成 第九十九条第一項の規定による通所介護計画の作成 第百一十五条第一項の規定による通所リハビリテーション計画の作成 第百二十九条第一項の規定による短期入所生活介護計画の作成 第百四十七条第一項の規定による短期入所療養介護計画の作成 第百六十四条第一項の規定による痴呆対応型共同生活介護計画の作成 第百八十四条第一項の規定による特定施設サービス計画の作成	指定居宅サービス等の事業の 人員 設備及び運営に関する 基準	臓器の移植に関する法律施行 規則
---	---	--	---	---	---	-----------------------------

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	第十三条の規定による居宅サービス計画の作成
指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第十二条第一項の規定による施設サービス計画の作成
介護老人保健施設等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第十四条第一項の規定による施設サービス計画の作成
指定介護療養型医療施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第十五条第一項の規定による施設サービス計画の作成
指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準	第十七条第一項の規定による訪問看護計画書の作成 第十七条第三項の規定による訪問看護報告書の作成
確定給付企業年金法施行規則	第九十九条の規定による帳簿の記載
採血の業務の管理及び構造設備に関する基準	第三条の規定による採血基準書の作成 第六条の規定による手順に関する文書の作成 第八条第二号の規定による苦情処理記録の作成
医薬品、医薬部外品、化粧品、及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令	第五条第一項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成 第五条第二項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成 第五条第三項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成 第五条第四項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成及び日付の記載 第五条第五項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成又は改訂の際の日付の記録 第六条第三号(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成 第七条第一項(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成 第八条第二項第二号の規定による記録の作成 第九条第一項第四号(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成 第九条第二項第三号の規定による記録の作成 第九条第三項(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後安全管理業務手順書等への必要事項を定めること

医薬品、医薬部外品、化粧品、及び医療機器の品質管理の基準に関する省令	第十条第一項(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による市販直後調査実施計画書の作成 第十条第二項(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による市販直後調査実施計画書の作成又は改訂の際の日付の記載 第十条第四項第三号(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による市販直後調査実施計画書の改訂 第十条第五項の規定による記録の作成 第十一条第三項(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成 第十二条第四項(第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)の規定による記録の作成 第十四条第四項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成 第十五条(第二十条、第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による品質標準書の作成 第十六条第一項(第二十条、第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理業務手順書の作成 第十六条第一号(第十九条、第二十条、第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成及び改訂 第十八条第一項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理業務手順書の作成 第六条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成 第六条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による製品標準書又は文書の作成 第八条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成 第九条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成 第十五条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書化 第二十三条第二号(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成 第二十四条第三項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による要求事項書の作成 第二十五条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による要求事項書の作成 第二十五条第三項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による要求事項書及び、手順書又は作業指図書等の作成
------------------------------------	--

第二十五条第五項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による実施要領書又は文書の作成	第二十六条第五項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による要求事項書の作成	第二十八条第二項第一号(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第二十八条第四項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定により要求事項の書面の作成	第二十九条第四号(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による通知書の発行	第三十条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第三十条第五項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書化及び更新	第三十七条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第三十八条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成	第三十八条第三項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書の作成	第四十一条(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による要求事項書の作成	第四十二条第一項の規定による要求事項書又は文書の作成	第四十二条第一項の規定による要求事項書の作成	第四十三条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書及び作業指圖書の作成	第四十五条第四項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第四十六条第一項の規定による手順書の作成	第四十七条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第四十七条第三項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第四十八条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第五十二条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書又は作業指圖書の作成	第五十二条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書又は作業指圖書の作成
--	--	--	--	--	---	--	--	---	---	---	----------------------------	------------------------	---	--	----------------------	--	--	--	---	---

第五十三条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第五十五条第三項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第五十六条第六項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による要求事項の作成	第六十条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第六十条第九項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による作業指圖書の作成	第六十条第十項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書化	第六十一条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第六十二条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第六十二条第六項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第六十三条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による是正措置手順書の作成	第六十四条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による予防措置手順書の作成	第六十六条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による製品標準書の作成	第六十六条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成	第六十七条第一号(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による作業指圖書の作成	第七十四条の規定による製品標準書の作成	医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令						第三条第二項(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等業務手順書の作成	第四条第三項第一号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等基本計画書の作成	第四条第三項第二号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による必要事項を文書で定めること	第四条第三項第三号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の改訂
--	--	---	---	---	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------	------------------------------	--	--	--	--	--	--	---	--	--

医療法	消費生活協同組合法	墓地、埋葬等に関する法律	食品衛生法	職業安定法	別表第三（第八条及び第九条関係）	石綿障害予防規則	医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	第四条第三項第四号（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による製造販売後調査等基本計画書等を改訂した場合の日付の記載
							第六条第八項（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による使用成績調査実施計画書に必要事項を定めること	
医療法	消費生活協同組合法	墓地、埋葬等に関する法律	食品衛生法	職業安定法	別表第三（第八条及び第九条関係）	石綿障害予防規則	第七条（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による製品標準書の作成	第七条第二項において例によるものとされる医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六条の規定による手順書等の作成等
							第八条第一項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による衛生管理基準書の作成	
医療法	消費生活協同組合法	墓地、埋葬等に関する法律	食品衛生法	職業安定法	別表第三（第八条及び第九条関係）	石綿障害予防規則	第八条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による製造管理基準書の作成	第六条第四項（第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する文書の作成
							第八条第三項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理基準書の作成	
医療法	消費生活協同組合法	墓地、埋葬等に関する法律	食品衛生法	職業安定法	別表第三（第八条及び第九条関係）	石綿障害予防規則	第八条第四項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	第七條第二項において読み替えて準用する第三十二條の四第二項の規定による書類の提示
							第十条第一号（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による製造指圖書の作成	
医療法	消費生活協同組合法	墓地、埋葬等に関する法律	食品衛生法	職業安定法	別表第三（第八条及び第九条関係）	石綿障害予防規則	第三十三条の規定による記録	第三十九條第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
							第二十三条の規定による記録	
医療法	消費生活協同組合法	墓地、埋葬等に関する法律	食品衛生法	職業安定法	別表第三（第八条及び第九条関係）	石綿障害予防規則	第二十五条の規定による記録	第十五條第二項の規定による図面、帳簿又は書類等の閲覧
							第三十五条の規定による記録	
医療法	消費生活協同組合法	墓地、埋葬等に関する法律	食品衛生法	職業安定法	別表第三（第八条及び第九条関係）	石綿障害予防規則	第三十六条第二項の規定による記録	第三十九條第二項の規定による書類の閲覧
							第三十七条第二項の規定による記録	
医療法	消費生活協同組合法	墓地、埋葬等に関する法律	食品衛生法	職業安定法	別表第三（第八条及び第九条関係）	石綿障害予防規則	第四十一条の規定による石綿健康診断個人票の作成	第四十條第二項の規定による書類の閲覧
							第三十三條の三第二項において読み替えて準用する第三十二條の四第二項の規定による書類の提示	
医療法	消費生活協同組合法	墓地、埋葬等に関する法律	食品衛生法	職業安定法	別表第三（第八条及び第九条関係）	石綿障害予防規則	第三十九条第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写	第五十二條第二項の規定による書類の閲覧
							第十五條第二項の規定による図面、帳簿又は書類等の閲覧	
医療法	消費生活協同組合法	墓地、埋葬等に関する法律	食品衛生法	職業安定法	別表第三（第八条及び第九条関係）	石綿障害予防規則	第三十九条第二項の規定による書類の閲覧	
							第四十条第二項の規定による書類の閲覧	
医療法	消費生活協同組合法	墓地、埋葬等に関する法律	食品衛生法	職業安定法	別表第三（第八条及び第九条関係）	石綿障害予防規則	第五十二条第二項の規定による書類の閲覧	

水道法	薬事法	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	労働安全衛生法	作業環境測定法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	臓器の移植に関する法律	確定給付企業年金法	確定拠出年金法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
									第十九條の六の十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
水道法	薬事法	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	労働安全衛生法	作業環境測定法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	臓器の移植に関する法律	確定給付企業年金法	確定拠出年金法	社会福祉法
									第四十四條第四項の規定による書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の閲覧
水道法	薬事法	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	労働安全衛生法	作業環境測定法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	臓器の移植に関する法律	確定給付企業年金法	確定拠出年金法	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
									第三十五條第四項（第五十二條、第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）の規定による定款その他の書類の閲覧
水道法	薬事法	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	労働安全衛生法	作業環境測定法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	臓器の移植に関する法律	確定給付企業年金法	確定拠出年金法	第三十六條第三項（第五十二條、第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）の規定による決算関係書類の閲覧
									第三十七條（第五十二條、第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）の規定による会計帳簿等の閲覧
水道法	薬事法	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	労働安全衛生法	作業環境測定法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	臓器の移植に関する法律	確定給付企業年金法	確定拠出年金法	第二十條の十第二項第一号（第二十四條の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合）（第三十一條及び第三十四條第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一條及び第三十四條第一項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
									第二十三條の十七第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
水道法	薬事法	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	労働安全衛生法	作業環境測定法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	臓器の移植に関する法律	確定給付企業年金法	確定拠出年金法	第七條の十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
									第五十條第二項第一号（第五十三條の三、第五十四條、第五十四條の二及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
水道法	薬事法	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	労働安全衛生法	作業環境測定法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	臓器の移植に関する法律	確定給付企業年金法	確定拠出年金法	第三十二條第三項において準用する労働安全衛生法第五十條第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
									第十八條の規定による書類の提示
水道法	薬事法	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	労働安全衛生法	作業環境測定法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	臓器の移植に関する法律	確定給付企業年金法	確定拠出年金法	第十條第三項の規定による当該記録のうち個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものの閲覧
									附則第八條の規定による記録の閲覧
水道法	薬事法	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	労働安全衛生法	作業環境測定法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	臓器の移植に関する法律	確定給付企業年金法	確定拠出年金法	第一百條第三項の規定による確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の閲覧
									第十八條第二項の規定による企業型年金加入者等に関する原簿の閲覧
水道法	薬事法	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	労働安全衛生法	作業環境測定法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	臓器の移植に関する法律	確定給付企業年金法	確定拠出年金法	第六十七條第三項の規定による個人型年金加入者等に関する帳簿の閲覧
									第九十六條の規定による業務の状況を記載した書類の閲覧

健康増進法	第二十六条の十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
健康保険法施行令	第十三条第四項(第六十条において準用する場合を含む。)の規定による会議録の閲覧
食品衛生法施行令	第二十四条第三項(第六十条において準用する場合を含む。)の規定による報告書の閲覧
厚生年金基金令	第二十七条第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令	第十三条第四項の規定による会議録の閲覧
確定給付企業年金法施行令	第十四条第二項の規定による加入員に関する原簿の閲覧
消費生活協同組合財務処理規則	第三十九条第三項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の閲覧
水道法施行規則	第四十条第四項の規定による会議録の閲覧
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	第十六条第四項の規定による会議録の閲覧
確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)	第十七条第二項の規定による加入員に関する原簿の閲覧
健康保険法	第二十八条第三項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の閲覧
船員保険法	第十四条第二項第一号の規定による請求に対する財務諸表等の閲覧又は謄写
食品衛生法	第十八条第四項の規定による会議録の閲覧
	第二十条第二項の規定による加入員に関する原簿の閲覧
	第二十八条第一項の規定による事業報告書、財務諸表及び剰余金処分案又は欠損金処理案の閲覧
	第二十四条の十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
	第三十三条の十一第二項の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
	第二十五条の十第二項第一号(第二十六条の二第三項、第二十六条の四第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の四第三項、第二十九条の二第三項及び第三十条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による財務諸表等の閲覧等
	第二十条第三項の規定による金融機関の業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧
別表第四(第十条及び第十一条関係)	
健康保険法	第六百六十七条第三項の規定による保険料の控除額の通知
船員保険法	第六十二条第三項の規定による通知
食品衛生法	第三十九条第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付

消費生活協同組合法	第四十条第一項又は第三項の規定による書類の提出
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第十九条の六の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
社会福祉法	第四十四条第三項の規定による書類の提出
厚生年金保険法	第八十四条第三項の規定による保険料の控除額の通知
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第三十六条第一項及び第二項(第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による決算関係書類の提出
水道法	第二十条の十第二項第二号(第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。))並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
薬事法	第二十三条の十七第二項第一号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
労働災害防止団体法	第二十六条第一項の規定による事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の提出
職業能力開発促進法	第六十八条第一項(第九十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による決算関係書類の提出
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第七十条の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)	第三条第一項の規定による家内労働手帳の交付
労働安全衛生法	第五十条第二項第二号(第五十三条の三、第五十四条、第五十四条の二及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
臓器の移植に関する法律	第六条第六項の規定による書面の交付
健康増進法	第二十六条の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
作業環境測定法	第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十条第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
食品衛生法施行令	第二十七条第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
厚生年金基金令	第三十九条第一項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の代議員会への提出
国民年金基金令	第二十八条第一項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の代議員会への提出
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令	第十四条第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付

水道法施行規則	薬事法施行規則	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令
第十四条の十 第二項 第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付	第九十八条の二 第四項 第二号（第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による文書による指示	第九十八條の二 第四項 第三号（第九十八條の四において準用する場合を含む。）の規定による報告 第九十八條の二 第四項 第五号（第九十八條の四において準用する場合を含む。）の規定による報告 第九十八條の二 第五項 第一号（第九十八條の四において準用する場合を含む。）の規定による報告 第九十八條の二 第七項（第九十八條の四において準用する場合を含む。）の規定による文書による指示 第三条の十一 第二項 第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付	第二十五條の十 第二項（第二十六條の二 第三項、第二十六條の四 第三項、第二十八條の二 第三項、第二十八條の四 第三項、第二十九條の二 第三項及び第三十條の二 第三項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付 第八條 第一項 第五号の規定による報告書の提出 第八條 第一項 第八号の規定による生データの確認文書の提出 第十條 第一項（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定による文書の提出 第十五條の七（第五十六條及び第五十八條 第二項において準用する場合を含む。）の規定による文書の提出 第十六條 第六項（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の交付 第十六條 第七項（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定による文書の交付	第二十二條 第二項（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定によるモニタリング報告書の提出 第二十三條 第三項（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定による監査証明書の提出 第二十四條 第二項（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定による文書による通知 第二十六條の八 第二項（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定によるモニタリング報告書の提出 第二十六條の十 第二項（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定による文書による通知 第二十六條の十 第三項（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定による文書による通知

第三十二條 第一項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による意見の提出	第三十二條 第二項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による意見の提出	第三十二條 第三項（第五十六條及び第五十八條 第二項において準用する場合を含む。）の規定による文書による意見の提出	第三十二條 第四項（第五十六條、第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による通知	第三十二條 第五項（第五十六條及び第五十八條 第二項において準用する場合を含む。）の規定による文書による通知	第四十條 第一項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による通知	第四十條 第二項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による通知	第四十條 第三項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による通知	第四十條 第四項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による通知	第四十六條 第一項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による提出	第四十八條 第一項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	第四十九條 第二項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	第四十九條 第三項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	第五十條 第一項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による説明及び同意	第五十一條 第一項（第五十四條第三項、第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による説明文書の交付	第五十五條 第二項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による説明及び同意	第五十五條 第二項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による説明及び同意	第六十四條 第三号の規定による書類の提出
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）																	

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	第十一條第一項第六号（第二十條、第二十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書による提供
	第十一條第二項第五号（第二十條、第二十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第十二條第二号（第二十條、第二十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第十三條第一項第二号（第二十條、第二十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第十三條第二項（第二十條、第二十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第十四條第二項第二号（第二十條、第二十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第十六條第一号（第十九條、第二十條、第二十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書の配布
	第十八條第二項第四号の規定による文書による提供
	第二十一條の規定による文書による指示
	第二十二條の規定による文書による指示
	第二十三條の規定による文書による指示
	第二十八條第四項（第八十條において準用する場合を含む。）の規定により要求事項を書面で示すこと
	第二十九條第四号（第八十條において準用する場合を含む。）の規定による通知書の発行
	第四十二條第一項の規定により他の方法によることが適切であることを文書により示すこと
	第四十二條第二項の規定による要求事項書の提供
	第六十七條第八号（第八十條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第七十條第一項第二号（第八十條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第七十一條第二号（第八十條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第四條第三項第五号（第十二條において準用する場合を含む。）の規定による文書による意見の陳述
	第五條第一項第三号（第十二條において準用する場合を含む。）の規定による製造販売後調査等の結果の文書による報告
	第七條第二項において例によるものとされる医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六條の規定による文書等の提出等
	第十條第三項第二号（第十二條において準用する場合を含む。）の規定による文書による指示

医療品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	第十條第九号（第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第十一條第一項第五号（第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第十三條第一項第二号（第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第十五條第一項第二号ロ（第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第十五條第二項（第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第十六條第一項第二号（第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第十六條第二項（第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第十七條第二号（第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第十八條第一項第二号（第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第十九條第二号（第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第二十條第一号（第三十二條において準用する場合を含む。）の規定による文書の配布
	第四十條第四項の監事の意見書に係る電磁的記録
消費生活協同組合法	第三十六條第四項（第五十二條、第五十二條の十第一項及び第五十六條において準用する場合を含む。）の監事の意見書に係る電磁的記録
	第二十六條第三項（第四十七條第三項において準用する場合を含む。）の監事の意見書に係る電磁的記録
労働災害防止団本法	第六十八條第三項（第九十條第一項において準用する場合を含む。）の監事の意見書に係る電磁的記録
	職業能力開発促進法

別表第五（第十三條関係）